

保育系弁護士がゆく

少子化時代をサバイブする園の護身術

第42号

「こども性暴力防止法の施行に向けて」 ～園に求められる安全確保措置～

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表園を護る顧問弁護士として、全国の園をサポートしながら、各地で研修・講演活動や園向けの著作活動を行っている株式会社チャイルド社
代表取締役社長
株式会社幼保経営サービス
取締役副社長



Question

2024年6月に成立した「こども性暴力防止法」が成立しました。園にも子どもに関わる事業者に対して、安全対策の整備を義務づけられています。施行は2026年12月予定ですが、今からどんなことを準備しなければならないのでしょうか？



Answer

1. 安全確保措置とは

こども性暴力防止法では、子どもに対する性暴力等を防ぐために、事業者に対して「安全確保措置」の実施を義務づけています。主要な措置として、以下の三つが挙げられています。

安全確保措置①：早期把握、相談体制、調査・保護・支援、職員研修など

安全確保措置②：従事者の性犯罪前科の有無の確認（いわゆる犯罪事実確認）

安全確保措置③：性暴力のおそれがある場合の防止措置（接触制限など）

それぞれについて、施設としてどのような準備・対応が必要かを説明します。



2. 安全確保措置① 子どもの安心と早期対応のための体制整備

(1) 日常の見守りと変化の把握

子どもの言動、表情、態度、身体の変化などを丁寧に見守る体制を整えること。たとえば、日常保育や授業のなかで職員が複数で関わる、定期的な面談、アンケートや心理チェックの導入など、変化や違和感を早期に検知できる仕組みを構築します。



(2) 相談しやすい窓口と環境づくり

子ども自身や保護者、職員が、「何かおかしい」「相談したい」と感じたときにアクセスできる相談窓口を設けること。匿名も含めた相談ができる仕組み、相談内容の秘密保持、外部専門機関との連携などを検討する必要があります。

(3) 疑いがあったときの調査・支援・保護の手順整備

もし性暴力が疑われた場合、公正・中立性を確保した調査を行う手順を定め、必要に応じて児童の安全確保、加害者との接触制限、保護者や支援機関との連携といった支援体制を整備します。

answer (後半)

(4) 職員研修と意識の浸透

性暴力の定義、被害の兆候、子どもの心身への影響、不適切行為とは何か、どのように対応すべきかというテーマの研修を、職員に対して行うこと。さらに、相談・通報の方法、対応フロー、情報管理、秘密保持に関する研修やマニュアル整備も重要です。

これらをまとめた「児童対象性暴力等対処規程」を施設内に整備し、運用に落とし込むことが望されます。

3. 安全確保措置② 一 従事者の性犯罪歴確認（犯罪事実確認）

新法では、子どもと接する従事者について、性犯罪の前科があるかどうかの確認を義務とする「犯罪事実確認」が定められています。

(1) 採用時および配置変更時の確認

子どもと接する可能性のある全ての職員について、性犯罪歴の有無を確認する手続が必須となります。履歴書や誓約書に申告欄や確認手続の同意欄を設けることになるでしょう。

(2) 現職者の確認と継続管理

すでに勤務している職員についても施行後に一定期間内に確認を行う必要があります。確認結果は記録し、保管・管理の体制を整備。情報の取り扱いや漏えい防止、同意取得、プライバシー配慮は慎重に行う必要があります。

(3) 定期再確認と管理体制の整備

性犯罪歴の確認は、一度きりではなく定期的な見直しが想定されています。人事管理システムや記録保存の仕組み、秘密保持ルールを含む情報管理体制の構築が不可欠です。

この「前科確認＋情報管理」という枠組みは、いわゆる「日本版DBS(Disclosure and Barring Service)」として制度設計され準備が進んでいるようです。子どもを護ることとプライバシー保護を両立した仕組みが出来ることを期待したいところです。

4. 安全確保措置③ 一 性暴力のおそれがある場合の防止措置

「児童対象性暴力等が行われるおそれがある」と認められる場合には、子どもとの接触を制限するなどの防止措置が義務づけられています。

(1) 行動規範・服務規律の明文化

職員が子どもと関わる際の禁止事項（例えば、私的な連絡、SNSでのやりとり、プライベートでの接触、密室・二人きりの場など）を明文化した「行動規範」を制定。すべての職員に遵守を義務づけ、署名などで同意を得ることが考えられます。

(2) 環境整備と施設管理

教室、更衣室、トイレ、送迎バスなど、「子どもと職員が密室で二人きりになる可能性のある場所・状況」をあらかじめ把握し、必要に応じて改善します。

(3) 業務の見直しと配置管理

子どもと継続的・継属的に関わる業務（保育、授業、支援など）と、間接的・補助的な業務（事務、送迎、補助）を区別し、危険が想定される職務には特に慎重に配置を行います。

施設として今、始めるべきこと

本制度の施行はだんだんと近づいています。子どもや保護者、地域の信頼を守るためにも、以上のような取り組みを早めに始めることが望されます。子どもたちの安心・安全を守ることは、私たちの責任です。実際に機能する「安全な現場づくり」を進めていきましょう。

参考 「こども性暴力防止法の施行に向けた基本方針」

「こども性暴力防止法の施行に向けた主な論点及び検討の方向性について」（令和7年6月26日）

レーヴ法律事務所

園の困りごと、何でもお問合せください

～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

東京弁護士会所属

■弁護士 / 保育士 柴田 洋平

TEL: 03-5336-3390

■弁護士 板垣 義一

Email: reve.info@reve-law.jp

■弁護士 今西 淳浩

■弁護士 / 公認会計士 中谷 健二

HP: <https://www.reve-law.jp/>

